

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 47 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 5 月 26 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 監査法人 和宏事務所

所 在 地 東京都千代田区神田北乗物町7番地
K S ビル

代 表 者 大 嶋 豊

一．業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

（目的）

財務書類の監査又は証明業務

財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案をし、相談に応じる業務

（沿革）

昭和 54 年 2 月 26 日 高木快雄他 4 名により東京都千代田区神田東松下町 48 番地に設立。

昭和 62 年 10 月 2 日 主たる事務所を東京都千代田区内神田 3 丁目 9 番 8 号に移転。

平成 7 年 6 月 22 日 従たる事務所を大阪府大阪市淀川区西中島 7 丁目 5 番 25 号に設置。

平成 9 年 10 月 1 日 主たる事務所を東京都千代田区神田北乗物町 7 番地に移転。

平成 11 年 12 月 7 日 従たる事務所を大阪府大阪市中央区島町二丁目 2 番 19 号に移転。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

（1）業務概要

監査収入 328,950 千円

前期の 358,518 千円に比し 29,568 千円の減収となりました。

（2）新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和7年3月31日現在
(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
(1)金商法・会社法監査	11	11
(2)金商法監査	—	—
(3)会社法監査	5	1
(4)学校法人監査	3	—
(5)労働組合監査	1	—
(6)その他の法定監査	—	—
(7)その他の任意監査	2	—
計	22	12

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項なし。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当法人は、監査及び会計の専門家として、財務情報の信頼性を確保することにより社会に貢献すること、常に公正不偏の態度を保持し高品質な監査を実施することを基本方針としております。

②経営管理に関する措置

常に高品質な監査を実施するため、最高経営責任者及び品質管理担当責任者のリーダーシップのもと品質管理体制の充実強化に努め、監査業務の品質の持続的な向上を図っております。

特に、監査契約の新規締結及び更新時のリスク評価、監査調書の査閲、審査、定期的な検証、人的資源の配置、専門要員の教育・研修及び不正リスクへの対応について、組織的な監査の実施に努めることを目的とし、管理体制を構築しております。

③法令遵守に関する措置

当法人は、当法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発

行に至る監査のプロセスについて、品質管理システムを適切に整備し、運用しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持（独立性の保持のための方針の策定）

当法人及び監査実施者が監査業務に関係する職業倫理の遵守を合理的に確保するため、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する規程を定め、すべての監査実施者にその遵守を求めています。職業倫理に関する規定の遵守状況を確認するため、毎年1月1日現在並びに必要となる時点において独立性の確認書を入手し、独立性の保持について確かめています。

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間（7会計期間）のローテーションを義務付けております。

大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、監査業務の目的や内容（公共性の程度等）及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間などを考慮し、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを検討しております。

②業務に係る契約の締結及び更新

業務に係る契約の締結及び更新に際しては、関与先の誠実性、当法人の規模及び組織、監査実施者の能力や経験等を勘案し、その可否を判断しております。

③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、各社員の職責、能力、経験等を勘案し決定しております。

イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施するため、専門要員について日本公認会計士協会の実施するCPDの履修義務の達成を要求するとともに、当法人内においても品質管理、職業倫理、会計制度、監査制度、内部統制制度、独立性及びインサイダー取引規制、不正リスク等に関する必要な研修を行うこととしております。

④業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、監査事務所内外において、十分な人材等を確保しております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めております。監査上の判断の相違が生じた場合、社員会にて監査上の判断の相違を解決します。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人は、審査規程の定めに該当する業務を除き、すべての監査業務について審査を実施することとしており、各監査業務について、社員の中から、知識、経験、能力等の適格性を勘案して、社員会で審査担当者を選任しております。

審査担当者は、監査チームが行った重要な判断とその結論を客観的に評価しており、さらに、重要な事項については社員会で審査を実施しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書の整理期間終了後、監査調書の原本を品質管理責任者の管理下に置き、監査チームが直接監査調書の原本に触れることがないようにすることで、監査調書の不適切な変更を防止する体制を整備しております。

⑤品質管理のシステムの監視

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。これに基づいて品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施し、その結果は、社員会に報告されております。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置品質管理のシステムの監視

当法人は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者として品

質管理責任者を選任し、品質管理システムの整備及び運用を推進しておりますが、最終的な責任は統括代表社員が負っております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

社員以外の公認会計士は使用人であり、監査証明業務の補助のみを行っております。公認会計士以外の者で相談役、顧問等業務に影響力を持つ者はありません。

- (4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー））を受けた年月

令和 7 年 1 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

施行規則第25条第2号ロに基づく措置（業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置）が適正に実施されていることを、統括代表社員が確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項なし
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項なし
- (3) 当該業務上の提携上の提携の内容
該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又名称
該当事項なし
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項なし
- (3) 当該業務上の業務上の提携の内容
該当事項なし
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
7 人	0 人	7 人

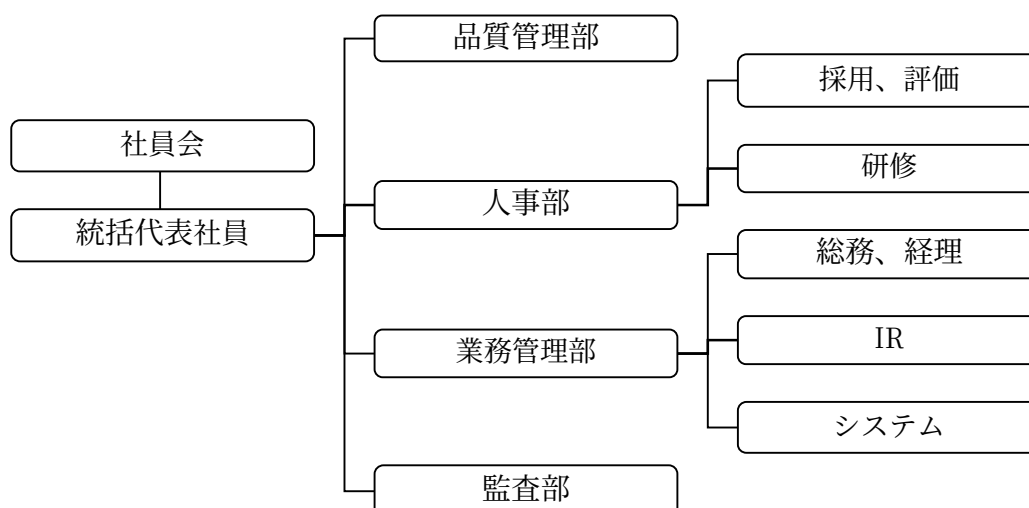
2. 重要な事項に関する意見決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	重要事項の決定	7 人	0 人	7 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区神田 北乗物町 7 番地 K S ビル	4 人	0 人	4 人	15 人
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区 島町二丁目 2 番 19 号	3 人	0 人	3 人	12 人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第 46 期 令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	第 47 期 令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日
売上高		
監査証明業務	358,518 千円	328,950 千円
非監査証明業務	－ 千円	－ 千円
合 計	358,518 千円	328,950 千円

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人につき省略

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人につき省略

4. 供託金の額

無限責任監査法人につき該当事項なし

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人につき該当事項なし

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

金融商品取引法・会社法監査

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. ショーボンドホールディングス株式会社 | 7. 株式会社ゴルフ・ドゥ |
| 2. 中央魚類株式会社 | 8. オーミケンシ株式会社 |
| 3. 株式会社タムロン | 9. 株式会社エスケイジャパン |
| 4. 株式会社ヨンキュウ | 10. 株式会社カワサキ |
| 5. いであ株式会社 | 11. 株式会社千趣会 |
| 6. コタ株式会社 | |

会社法監査

1. ショーボンド建設株式会社